

平成19年1月18日

# 「ディーゼルクリーン・キャンペーン」 の成果をお知らせします。

～ 黒煙測定車両4,434台、29台に整備命令書交付、  
迷惑黒煙通報件数262件 ～

国土交通省は、大都市地域等における自動車に起因する大気汚染問題が依然として厳しい状況にあり、その中でも大気汚染への影響度が大きいディーゼル車の排出ガス対策の一層の推進が求められていることから、警察、自動車検査独立行政法人等関係機関の協力を得て、昨年6月及び10月を重点実施期間として「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に実施するとともに、キャンペーンの啓蒙活動の一環として、関連するポスターやリーフレット等の掲示・配布を行い、次のような成果を得ることができました。

## 1. 街頭検査結果

重点実施期間中における街頭検査においては、全国で4,434台のディーゼル車について黒煙測定を実施しました。そのうち29台の車両に対し、整備命令書の交付を行いました。

また、硫黄分濃度分析器による燃料に関する検査については、874台実施し、その結果、不正軽油(規格外の燃料)を使用する車両が13台判明しました。このうち、1台については、硫黄分濃度が規定値(200ppm)を大幅に上回る燃料を使用していたことから、適正な燃料への入れ替えを命じる、整備命令書の交付を行いました。

## 2. 迷惑黒煙通報制度結果

平成14年度より導入した迷惑黒煙の通報制度については、全国の運輸支局に迷惑黒煙相談窓口「黒煙110番」を設置し、一般の方から情報として寄せられた著しく黒い煙を排出している自動車のユーザーに対し、自主点検等の指導を行いました。

その結果、平成18年4月から10月までの間に全国で262件の通報があり、車両が特定された188件の自動車ユーザーに対してハガキによる自主点検を実施するよう指導を行いました。

## 3. 点検整備による黒煙低減効果

平成18年10月中に整備のために入庫したディーゼル車38,016台について、整備後における黒煙の低減効果を調査したところ、黒煙濃度が10%以上の低減効果が認められた車両が16,708台(全体の44%)ありました。点検整備がディーゼル黒煙の低減に大きな効果があることが確認されました。

## 4. エコドライブの普及の促進

全国で約14万枚のリーフレットを配布し、エコドライブの周知に努めました。

### 問い合わせ先

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 中島、菅井  
電話：03-5253-8111(内線 42-523、42-524)

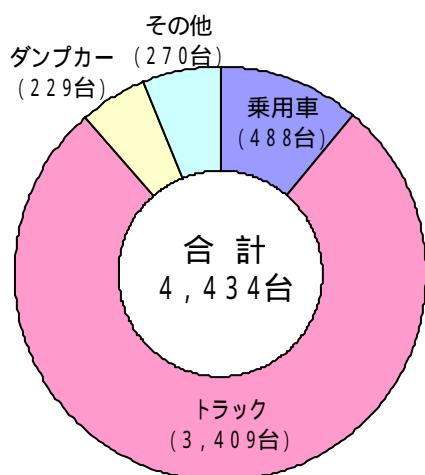
## 1. 街頭検査結果(黒煙)(平成18年6月及び10月に検査を実施)

重点実施期間中における街頭検査においては、全国で4,434台のディーゼル車について黒煙測定を実施しました。そのうち29台の車両に対し、整備命令書の交付を行いました。

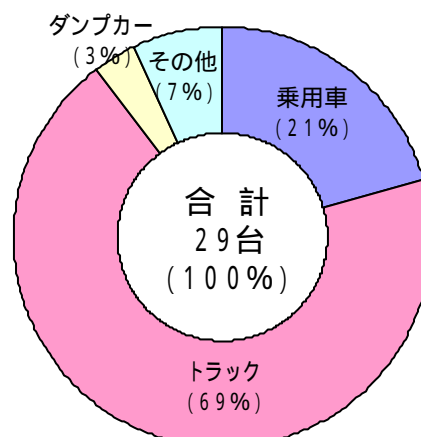
## &lt; 黒煙の街頭検査測定結果 &gt;

| 車種    | 測定台数           | 不合格台数<br>「整備命令書交付台数」 | 不合格割合      |
|-------|----------------|----------------------|------------|
| 乗用車   | 488台(695台)     | 6台(12台)              | 1.2%(1.7%) |
| トラック  | 3,447台(3,369台) | 20台(29台)             | 0.6%(0.9%) |
| ダンプカー | 229台(236台)     | 1台(0台)               | 0.4%(0.0%) |
| その他   | 270台(246台)     | 2台(3台)               | 0.7%(1.2%) |
| 合計    | 4,434台(4,546台) | 29台(44台)             | 0.7%(1.0%) |

(注)表中の括弧( )の数字は、昨年度の結果である。



&lt; 街頭検査結果(黒煙)測定台数 &gt;

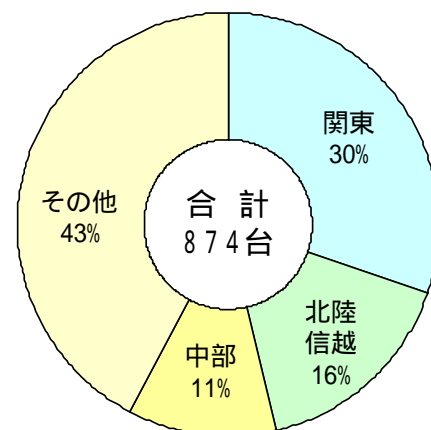


&lt; 街頭検査結果(黒煙)不合格車種割合 &gt;

また、硫黄分濃度分析器による燃料に関する検査については、874台実施し、その結果、不正軽油(規格外の燃料)を使用する車両が13台判明しました。このうち、1台については、硫黄分濃度が規定値(200ppm)を大幅に上回る燃料を使用していたことから、適正な燃料への入れ替えを命じる、整備命令書の交付を行いました。

## &lt; 硫黄分濃度分析器による燃料に関する検査結果 &gt;

| 運輸局  | 燃料<br>検査件数 | 発出件数 |      | 警告書等<br>発出割合 |
|------|------------|------|------|--------------|
|      |            | 警告書  | 整備命令 |              |
| 関東   | 299        | 2    | 0    | 0.7%         |
| 北陸信越 | 158        | 2    | 0    | 1.3%         |
| 中部   | 111        | 3    | 0    | 2.7%         |
| その他  | 417        | 5    | 1    | 1.4%         |
| 合計   | 874        | 12   | 1    | 1.5%         |



&lt; 燃料検査結果測定台数 &gt;

注) 1. 運輸局欄「その他」とは、沖縄総合事務局を除いた、上記以外の運輸局が実施した数を表す。

2. 警告書等発出割合には、整備命令書を交付した件数を含みます。

2. 迷惑黒煙通報制度結果(平成18年10月末現在)

全国の運輸支局に迷惑黒煙相談窓口「黒煙110番」を設置し、一般の方から情報として寄せられた著しく黒い煙を排出している自動車のユーザーに対し、自主点検等の指導を行いました。

その結果、平成18年4月から10月までの間に全国で262件の通報があり、車両が特定された188件の自動車ユーザーに対してハガキによる自主点検を実施するよう指導を行いました。

< 迷惑黒煙通報制度結果 >

| 運輸局  | 近畿  | 中部 | その他 | 合計  |
|------|-----|----|-----|-----|
| 通報件数 | 193 | 41 | 28  | 262 |

(注)昨年度の結果は全国で219件の通報があり、そのうち車両が特定できた189件に対して自主点検等の指導を行いました。

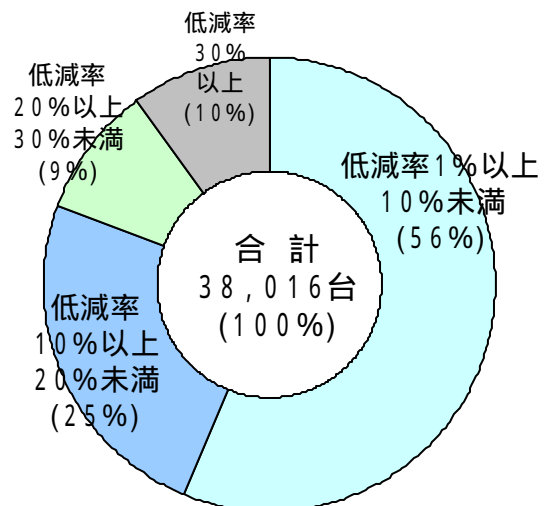
3. 事業者による点検結果(平成18年10月に調査を実施)

(1) 整備事業者による入庫車の点検結果

平成18年10月中に整備のために入庫したディーゼル車38,016台について、整備後における黒煙の低減効果を調査したところ、黒煙濃度が10%以上の低減効果が認められた車両が16,708台(全体の44%)ありました。点検整備がディーゼル黒煙の低減に大きな効果があることが確認されました。

< 点検整備後の黒煙濃度低減率と主な要因 >

|               | 測定台数    | 割合   |
|---------------|---------|------|
| 低減率1%以上10%未満  | 21,308台 | 56%  |
| 低減率10%以上20%未満 | 9,312台  | 25%  |
| 低減率20%以上30%未満 | 3,562台  | 9%   |
| 低減率30%以上      | 3,834台  | 10%  |
| 合計            | 38,016台 | 100% |



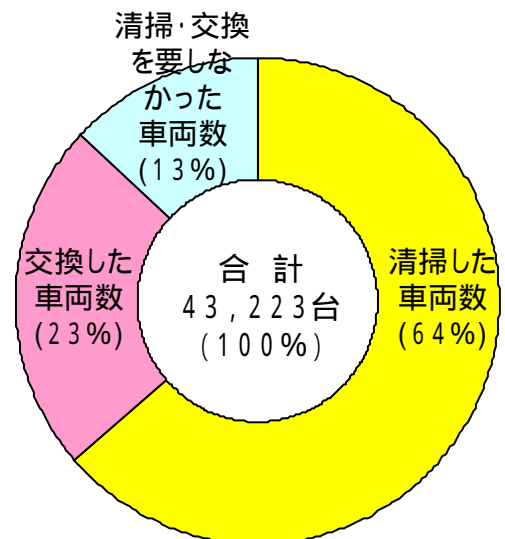
< 点検整備による黒煙低減率割合 >

また、平成18年10月中にディーゼル車43,223台について、エア・クリーナの自主点検したところ、エア・クリーナの清掃・交換した車両は、37,616台(全体の87%)ありました。

< 整備事業者による自主点検結果

(エア・クリーナ点検結果)(日整連)(10月) >

|                         | 測定台数    | 割合   |
|-------------------------|---------|------|
| エア・クリーナを清掃した車両数         | 27,497台 | 64%  |
| エア・クリーナを交換した車両数         | 10,119台 | 23%  |
| エア・クリーナの清掃・交換を要しなかった車両数 | 5,607台  | 13%  |
| 合計                      | 43,223台 | 100% |

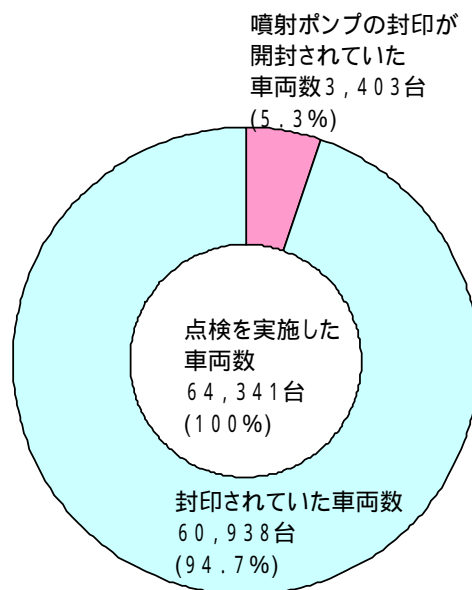


< エア・クリーナ点検結果の車両数割合 >

平成18年6月中にディーゼル車64,341台について、燃料噴射ポンプの封印を確認したところ、噴射ポンプの封印が開封されていた車両が、3,403台(全体の5.3%)ありました。

< 燃料ポンプ封印点検(日整連)(6月) >

|                     | 台数      | 割合    |
|---------------------|---------|-------|
| 噴射ポンプの封印が開封されていた車両数 | 3,403台  | 5.3%  |
| 封印されていた車両数          | 60,938台 | 94.7% |
| 確認を行った車両数           | 64,341台 | 100%  |



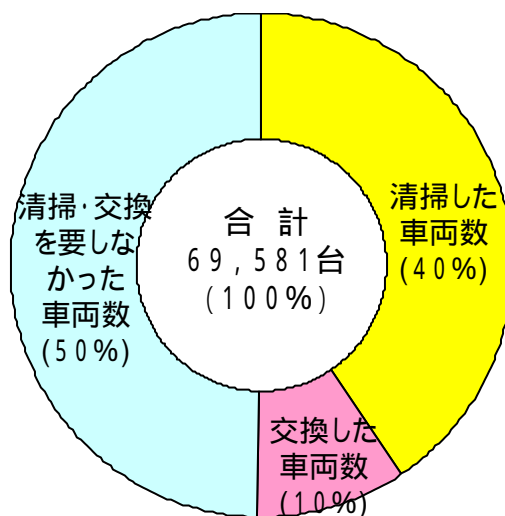
< 燃料ポンプ封印点検結果の車両割合 >

(2) バス事業者による自主点検結果(エア・クリーナ点検結果)

平成18年10月中にバス事業者が69,581台について、エア・クリーナの自主点検したところ、エア・クリーナの清掃・交換を行った車両が、34,999台(全体の50%)ありました。

< 事業者による自主点検結果 >

|                         | 台数      | 割合   |
|-------------------------|---------|------|
| エア・クリーナを清掃した車両数         | 28,256台 | 40%  |
| エア・クリーナを交換した車両数         | 6,743台  | 10%  |
| エア・クリーナの清掃、交換を要しなかった車両数 | 34,582台 | 50%  |
| 点検を実施した車両数              | 69,581台 | 100% |



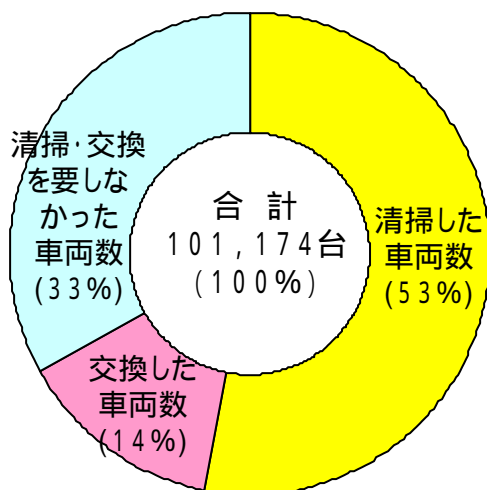
< エア・クリーナ点検結果の車両数割合 >

(3)トラック事業者による自主点検結果(エア・クリーナ点検結果)

平成18年10月中にトラック事業者が101,174台について、エア・クリーナの自主点検したところ、エア・クリーナの清掃・交換を行った車両が、67,606台(全体の67%)ありました。

<事業者による自主点検結果>

|                         | 台数       | 割合   |
|-------------------------|----------|------|
| エア・クリーナを清掃した車両数         | 53,765台  | 53%  |
| エア・クリーナを交換した車両数         | 13,841台  | 14%  |
| エア・クリーナの清掃、交換を要しなかった車両数 | 33,568台  | 33%  |
| 点検を実施した車両数              | 101,174台 | 100% |



<エア・クリーナ点検結果の車両数割合>